

川崎町国土強靱化地域計画(案)

～強くしなやかで、強靱な川崎町を目指して～

令和 年 月
福岡県川崎町

目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 本町の概況

- 1 本町の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 位置・地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 気象状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 気象災害発生の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方（方法）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 基本目標の妨げとなるリスクシナリオ・・・・・・・・・・ 6
- 4 脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第5章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 リスクシナリオごとの推進方針・・・・・・・・・・・・ 26

第6章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 進捗管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

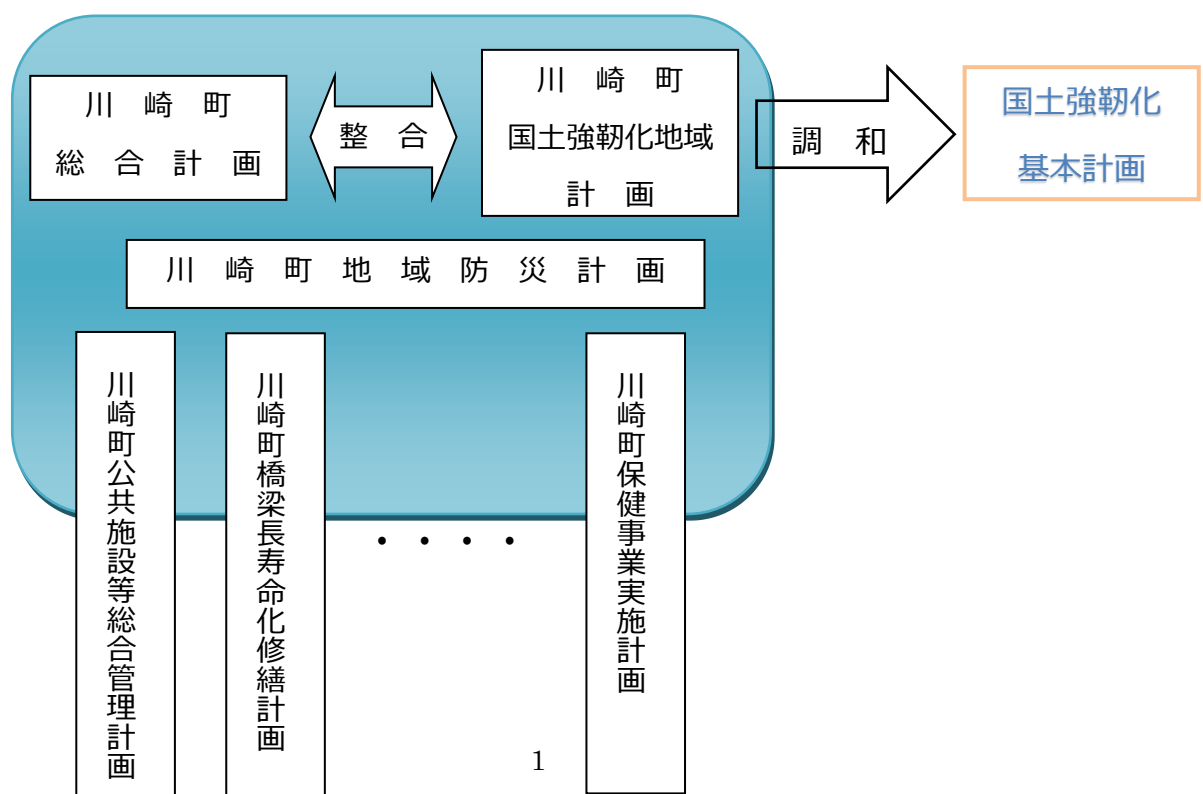
国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下『基本法』という。）」を制定し、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下『国基本計画』という。）」を、また、福岡県においては、国基本計画と調和を図りながら「福岡県国土強靱化地域計画（平成27年11月策定：以下『県地域計画』という。）」が策定されたところです。

このような中、本町においても、近年、集中豪雨により大規模な土砂被害が発生するなど、災害時においても住民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要となっていることから、自然災害などに備え、強くてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため「川崎町国土強靱化地域計画（以下『本計画』という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る川崎町の他の計画等の指針となるものです。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、川崎町の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものです。

なお、本計画は、基本法第14条に基づき、国基本計画との調和を図るものとします。



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものです。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられています。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものです。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされています。

地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものです。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっています。

3 計画期間

本計画は、令和4年度を初年度とする令和8年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、気候変動、社会情勢の変化、災害リスク評価等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」とされています。

これを踏まえ、本計画では、国基本計画及び県地域計画と同じ次の4項目を基本目標とします。

4つの基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を具体化した「事前に備えるべき目標」については、国基本計画、県地域計画及び本町の特性を踏まえ、次の8つを設定します。

- 目標1 直接死を最大限防ぐ
- 目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 目標6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 本町の概況

1 本町の特徴

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本町が有する地勢、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理します。

(1) 位置・地勢

本町は、福岡県の中央部筑豊地域の南東部に位置し、北及び西は田川市、東は大任町及び添田町、南は嘉麻市に隣接し、南北に 12.6km、東西に 4.9km の細長い盆地上の山間平地で、総面積は 36.14km² です。

水系は南部の戸谷ヶ岳を源とする安宅川と、英彦山山系を源とする中元寺川が合流して本町の中央部を北へ貫流しています。

(2) 気象状況

本町の気象は、平均気温は 16.0 度であり、年間降水量は約 1,705mm で比較的梅雨期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしたことがあります。

また、夏から秋にかけて台風被害もたびたび受けています。

2 社会的条件

国勢調査に基づく本町の人口は、昭和 30（1955）年の約 40,878 人をピークに減少が続き、令和 2（2020）年には 15,176 人まで減少しました。この間、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は共に減少し続けていますが、老年人口（65 歳～）は増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町の人口は、今後老年人口が減少することで人口の減少の流れが加速し、令和 27（2045）年には、8,074 人まで減少すると見込まれています。

3 気象災害発生の特徴

本町は、三方を山岳に囲まれているため台風による被害は少ないものの、台風がもたらす大雨及び梅雨期の集中豪雨では常習的に被害が起こっているのが実情です。

また、近年では、一部の地区で山土の採取等により山肌が露出しているため、集中豪雨等による山崩れなどの、開発行為が基となる災害要因も新たに発生しています。

また、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、本町に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは西山断層北西下部地震とされており、その被害等は表のとおり示されています。ここで示された本町における死者数は 0 人となっています。

その際、火災や土砂災害等が発生した場合、多数の死傷者が生じる可能性があることにも留意しておく必要があります。

○想定地震による主な被害

（福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書）西山断層北西下部

	人 的 被 害		避難者	出火点	建 物 被 害			道路 被害	ライフライン	
	死者	負傷者			全壊	半壊	焼失		上水道	電力
想定 地震	0	46	7	0	4	39	0	2	14	1

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方（方法）

第2章で設定した基本目標や8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、「起きてはならない最悪の事態（以下『リスクシナリオ』という。）」を設定します。

リスクシナリオに対応する本町の取組等について、その状況把握や現状の課題等を抽出しました。

2 災害の想定

本計画が対象とするリスクは、過去の災害被害及び県地域計画を踏まえ、重大な被害が想定される「大規模な自然災害」とし、このリスクにより「リスクシナリオ」を設定します。

3 基本目標の妨げとなるリスクシナリオ

8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、県地域計画を参考に本町の地域特性を踏まえ、次の27のリスクシナリオを設定します。

○事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

目標1	直接死を最大限防ぐ
1-1	地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
目標2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1	被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生
2-5	被災地における医療機能の麻痺
2-6	被災地における疾病・感染症の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

目標 3	必要不可欠な行政機能は確保する
3 - 1	町の職員・施設等の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4 - 1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
目標 5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
5 - 1	エネルギーの長期にわたる供給停止
5 - 2	水道等の長期にわたる供給停止
5 - 3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
5 - 4	交通インフラの長期にわたる機能停止
5 - 5	防災インフラの長期にわたる機能不全
目標 6	経済活動を機能不全に陥らせない
6 - 1	サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全
6 - 2	食料等の安定供給の停滞
目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
7 - 1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
7 - 2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
7 - 3	農地・森林等の被害による荒廃
目標 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
8 - 1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
8 - 2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8 - 3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8 - 4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価結果

27 のリスクシナリオに対応する本町の取組等について、その状況把握や現状の課題等进行分析・評価(脆弱性評価)しました。

リスクシナリオごとの評価結果は、次頁以降のとおりです。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりです。

○各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、町のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要です。

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長時間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要です。

○代替性・冗長性の確保が必要

堤防や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要です。

○地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要です。

目標１ 直接死を最大限防ぐ

１－１ 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

（住宅、特定建築物※の耐震化）

①旧耐震基準の住宅に居住している住民や不特定多数の人が利用する特定建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知し、耐震化を推進する必要があります。

※特定建築物：昭和 56 年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

（学校施設の耐震化）

②学校関連施設の計画的かつ効果的な整備及び適正管理を進め、児童生徒の安全を守るため、一層の耐震化を促進する必要があります

（病院、社会福祉施設等の耐震化）

③病院が大規模地震時に医療機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化を着実に行う必要があります。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築等による耐震化を促す必要があります。

（河川施設の地震対策）

④国・県が実施する河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、これに協力する必要があります。

（指定緊急避難場所となるグラウンド等の整備、老朽化対策）

⑤指定緊急避難場所となっている運動公園等の機能を維持するため、改定・更新等の維持管理を適切に行う必要があります。

1 - 2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

（気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進）

・河川改修

①大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う必要があります。

・雨水流出抑制策

②流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進める必要性について普及啓発を行う必要があります。

（新技術等を活用した災害対策の構築）

・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

③従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行うよう国・県に要望する必要があります。

・ドローン等の新技術活用

④通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローン導入を検討する必要があります。

（洪水及び内水に対するハザードマップの作成）

⑤水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成し、住民に対する水害に関する防災知識の普及啓発に努める必要があります。

（町管理河川における水害対応タイムラインの策定）

⑥災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを県の支援を受けて策定する必要があります。

（大型台風を想定したタイムラインの運用）

⑦大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風災害に備えたタイムラインを事前に検討し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用するよう促す必要があります。

（適時適切な避難情報の発令）

⑧令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、避難情報の発令のタイミングを検討する必要があります。

1 - 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進）

・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

①近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、県に対し、下記（※）の緊急性、重要性の高い箇所を中心に、重点的に施設整備を促す必要があります。

・既存ストックを有効活用した対策

②効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせ新規堰堤を整備するなど、県が行う既存ストックを活用した整備に協力する必要があります。

※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備

※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備

※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築・既存ストックを有効活用した対策

（治山施設の整備）

③山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する必要があります。

（土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化）

④土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める必要があります。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う必要があります。これらの取り組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る必要があります。

（山地災害危険地区の指定・公表）

⑤山地災害に備えるため、山地災害の発生する恐れが高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受けて公表する必要があります。

（防災情報システムの活用）

①県が実施する、災害現場の写真をアップロードし、自動的に電子地図上に表示できる防災情報システムを活用した一斉演習等に職員が参加し、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図る必要があります。

（土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供）

②災害発生前に、土砂災害の危険度が分かる土砂災害危険度情報を、住民に発信する仕組みを検討する必要があります。

（指定避難所及び避難所外避難者の支援体制）

③避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要があります。

（避難行動要支援者の避難支援）

④避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定にむけて、県が開催する研修会や訓練に参加し、個別避難支援計画の策定を促進する必要があります。

（福祉避難所への避難体制の整備の促進）

⑤要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要があります。

（外国人に対する支援）

⑥災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時から多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及に努める必要があります。

（防災教育の推進）

⑦児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う必要があります。

（避難行動等の教訓の広報啓発）

⑧過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図る必要があります。

目標２ 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

２－１ 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止

（公助による備蓄・調達の推進）

①福岡県備蓄基本計画に基づき、同計画で定めた目標量の備蓄を推進するほか、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要があります。

（自助・共助による備蓄の促進）

②住民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座等での広報を実施する必要があります。

（給食施設における給食供給体制の整備）

③給食施設の備蓄状況を取りまとめ、施設に応じた供給体制の整備を図る必要があります。

２－２ 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（分散型エネルギーの導入促進）

①再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム※などの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図る必要があります。

※コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムです。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75～80%と、高い総合エネルギー効率を実現可能です。

２－３ 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

（消防・救急体制の充実）

①災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を、田川地区消防組合に対し働きかける必要があります。

（消防団の充実強化）

②消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図る必要があります。

（自主防災組織の充実強化）

③地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る必要があります。

2 - 4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生

（帰宅困難者に対する支援）

①帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備、市町村が行う帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結への助言等を行う必要があります。

2 - 5 被災地における医療機能の麻痺

（避難所・現場救護所の医療支援）

①災害時の円滑な医療活動のため、町と田川医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請できる体制を維持する必要があります。

（保健医療調整本部の設置）

②受援計画に基づく災害時の保健医療活動を円滑に行うため、日ごろから関係機関と情報連携等を行う必要があります。

2 - 6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

（疫病のまん延防止）

①避難所で感染症患者の早期発見に努め、防疫体制を強化する必要があります。

（感染症の予防・まん延防止）

②避難所で感染症患者の早期発見に努め、防疫体制を強化する必要があります。
また、避難所で感染症患者の早期発見と防疫体制を確保する必要があります。

（避難所、現場救護所の医療支援）

③避難所、現場救護所の医療支援として、避難所で健康相談を実施する必要があります。

2 - 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（健康管理体制の構築）

①県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要があります。

（福祉避難所の設置・運営）

②設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように努めるとともに、福祉避難所における器材や人材の確保を推進する必要があります。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1

町の職員・施設等の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による
行政機能の大幅な低下

（防災拠点となる公共施設の整備）

①町の防災拠点となる施設等のうち、緊急性の高い箇所の整備を推進する必要があります。

（業務継続計画）

②町における業務継続計画を活用し、継続的な見直しを行う必要があります。

（各種防災訓練の実施）

③防災担当職員の技術の向上や関係機関との異なる連携強化を図るため、国や県が実施する総合防災訓練等に参加する必要があります。

（受援体制の確保）

④大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する必要があります。

（受援に係る災害対応能力の向上）

⑤受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行う必要があります。

（罹災証明書の迅速な発行）

⑥大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行にかかる講習を受講するとともに、県が主催する担当者研修会等において、住家被害認定の調査・判定方法についても研修を受ける必要があります。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4 - 1

情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

（市町村における情報伝達手段の整備）

①住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進する必要があります。

（防災メールまもるくんの運用）

②気象情報や避難情報等を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、県が運用する防災メールまもるくんの周知を図る必要があります。

（災害・防災情報の利用者による対策促進）

③住民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、住民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける必要があります。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 エネルギーの長期にわたる供給停止

（各主体と連携したエネルギー需給の確保）

①環境にも配慮したエネルギーを最大限効率的に利用するとともに、安価でかつ安定的に供給される社会を目指し、エネルギー施策の充実に努めます。また、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や住民等にも働きかける必要があります。

5 - 2 水道等の長期にわたる供給停止

（水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進）

①基幹管路や配水池、浄水場の耐震化を推進する必要があります。配水管について、漏水等のリスクの高い管路や重点拠点に給水する管路を優先的に耐震化していく必要があります。

（水資源の確保）

②地域ごとに策定した「広域的水道整備計画」に基づき、水道施設の広域的な整備を行っており、引き続き、着実な整備を図る必要があります。

5 - 3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

（農業集落排水施設の老朽化対策）

①農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画の策定を進める必要があります。

（浄化槽の整備）

②老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

5 - 4 交通インフラの長期にわたる機能停止

（道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強）

①道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する必要があります。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進める必要があります。

（道路橋梁の耐震補強）

②地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、県に協力して、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う必要があります。

安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨道橋の耐震補強を重点的に進める必要があります。

（緊急輸送道路の整備）

③大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める必要があります。

（啓開体制の強化）

④各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える必要があります。

（生活道路の整備）

⑤災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進める必要があります。

5 - 5 防災インフラの長期にわたる機能不全

（道路施設の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）

①道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要があります。

また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する必要があります。

（町道路施設の老朽化対策支援「戦略的な維持管理・更新」）

②国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議（平成26年6月設置）」による支援や県が開催する。

橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等を通じて、技術的な助言等の支援を受けて、町道路施設の老朽化対策を推進する必要があります。

（河川施設の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）

③河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要があります。

（砂防施設等の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）

④砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要があります。

（治山施設の老朽化対策）

⑤治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う必要があります。

目標6 経済活動を機能不全に陥らせない

6 - 1 サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全

（事業継続力強化支援計画の推進）

①町内事業所の事業継続力を強化するため、豊前川崎商工会議所と共同で作成している、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画を実行する必要があります。

（広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化）

②災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と広域道路を結ぶアクセス道路の整備を進める必要があります。

6 - 2 食料等の安定供給の停滞

（農地の防災・減災対策）

①農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、排水機、排水樋門、排水路等の整備を県と連携して計画的に進める必要があります。

（農業水利施設の老朽化対策）

②農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進することを県と連携して計画的に進める必要があります。

（農道・林道の整備、保全）

③災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁の点検・診断を行う必要があります。

（生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策）

④生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を作成するとともに、酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入等を推進する必要があります。

（農業用ハウスの補強）

⑤近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについては、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する必要があります。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7 - 1

ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

（ため池の防災・減災対策）

①令和2年10月に施行した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、県と連携して「防災重点農業用ため池」を再選定するとともに、劣化状況評価や防災工事の実施に関する「防災工事等推進計画」を定めたところである。

今後、「推進計画」に基づき、豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点農業用ため池」を中心に、ハザードマップの作成など必要なソフト対策や、堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する必要があります。

7 - 2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

（大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等）

①住民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染の状況、公共用水域・地下水の水質汚濁状況、ダイオキシン類による汚染状況を県担当部局との連携の下で把握し、状況に応じて、事業場への立入検査や事業者への指導を行う必要があります。災害時における大気環境の観測体制及び環境中の有害物質の状況を県担当部局との連携の下で把握する必要があります。有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、住民に対し周知等を行い、また、土壌汚染については、県と連携して、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する必要があります。

（毒物劇物の流出等の防止）

②災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、県に協力して、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う必要があります。

（地域における農地・農業水利施設等の保全）

①農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る必要があります。

（荒廃農地対策）

②県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する必要があります。

（森林の整備・保全）

③森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税を活用して、強度間伐※による針広混交林化等を実施するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助する必要があります。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐（間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定）

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8 - 1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理体制の整備）

- ①被災地の迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、実効性の向上に向け、町職員等の人材育成を図る必要があります。

8 - 2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（防災担当職員等の育成）

- ①大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加による町の防災担当職員の育成に努める必要があります。

（公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築）

- ②災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する必要があります。

（災害ボランティア活動の強化）

- ③災害ボランティアコーディネーターの育成や市町村社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する必要があります。

（農地防災・災害アドバイザーの育成・確保）

- ④農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保する必要があります。

8 - 3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	（地域コミュニティの活性化） ①地域コミュニティ活性化に取り組むため、県が開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会に参加する必要があります。 （被災者等支援制度の周知） ②被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する必要があります。 （貴重な文化財の喪失への対策） ③文化施設においては、展示方法・収蔵方法等を常時点検し、展示品や設備及び収蔵品の被害を最小限にとどめるよう努める必要があります。 また、記念物等屋外に所在する文化財においては、日常管理において常に災害を軽減するための措置を講じる必要があります。 修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進め、また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める必要があります。

8 - 4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	（公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備） ①被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、市町村等向けに作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要があります。 （建設型応急仮設住宅の供給体制の整備） ②「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める必要があります。

第5章 強靱化の推進方針

1 施策分野

第6次川崎町総合計画基本構想で定めた3つの基本目標を本計画の個別施策分野とします。

個別 施策 分野	1 人を育む まちづくり	学ぶ・健やか・支える 学校教育、子育て支援、保健・医療・介護・福祉などを充実させることで、豊かな人を育む
	2 暮らしを育む まちづくり	賑わう・整える・備える 農業・商業をはじめとした産業基盤の強化、都市インフラの整備、防災力の向上、環境美化などを推進することで、豊かな町民の暮らしを育む
	3 つながりを育む まちづくり	伝える・関わる・創る 町民や事業者、地域コミュニティ等の様々な人々が協働することで、地域づくり・つながりを育む

2 リスクシナリオごとの推進方針

第4章で示した27のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に照らして、必要な対応を取組方針として取りまとめます。

施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したもの

【総務】総務課 【防災】防災管財課 【企画】企画情報課 【財政】財政課
【税務】税務課 【住民】住民課 【福祉】福祉課 【高齢者】高齢者福祉課
【水道】田川広域水道企業団 川崎町水道事務所 【住宅】住宅環境課
【事業】事業課 【農林】農林振興課 【商工】商工観光課 【教務】教務課
【社会】社会教育課 【健康】健康づくり課 【人権】人権推進課
【病院】川崎町立病院

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

（住宅、特定建築物※の耐震化）【住宅、防災、人権、社会】

①建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口を設置するとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進します。また、町内で防災拠点となる建物のうち、耐震化が不明な建物について、計画的に耐震化等を進めます。

※特定建築物：昭和56年以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物等

（学校施設の耐震化）【教務】

②学校関連施設の計画的かつ効果的な整備及び適正管理を進め、児童生徒の安全を守るため、一層の耐震化を促進します。

（病院、社会福祉施設等の耐震化）【病院、福祉、高齢者】

③病院が大規模地震時に医療機能を提供できるよう、国庫補助金等を活用して施設の耐震化を着実に促進します。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築等による耐震化を促します。

（河川施設の地震対策）【事業】

④国・県が実施する河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、これに協力します。

（指定緊急避難場所となるグラウンド等の整備、老朽化対策）【教務、社会】

⑤指定緊急避難場所となっている運動公園等の機能を維持するため、改定・更新等の維持管理を適切に行います。

1 - 2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

（気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進）【事業】

・河川改修

①大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行います。

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組みます。

・雨水流出抑制策

②流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行います。

（新技術等を活用した災害対策の構築）【事業、防災】

・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

③河川の監視体制や住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行うよう国・県に要望します。

・ドローン等の新技術活用【防災】

④平成29年7月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、協定を締結している（一財）田川ドローン推進機構を含む関係機関と連携し、バックアップ体制の強化を図ります。

（洪水及び内水に対するハザードマップの作成）【防災】

⑤災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的に行うため、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップを作成し、住民に対し水害に関する防災知識の普及啓発に努めます。

（町管理河川における水害対応タイムラインの策定）【防災】

⑥災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを県の支援を受けて策定します。

（大型台風を想定したタイムラインの運用）【防災】

⑦大型台風時に災害対応の遅れや漏れを防ぐため、台風災害に備えたタイムラインを事前に検討し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用するよう促します。

（適時適切な避難情報の発令）【防災】

⑧令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、避難情報の発令のタイミングを検討します。

1 - 3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進）【事業】

・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備

①土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、県に対し緊急性・重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を促します。

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、県に対し、下記（※）の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促します。

※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備

※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備

※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築・既存ストックを有効活用した対策

・既存ストックを有効活用した対策【農林】

②効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせる新規堰堤を整備するなど、県が行う既存ストックを活用した整備に協力します。

（治山施設の整備）【農林】

・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備

③山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進します。

（土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化）【防災】

④土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努めます。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、がけ地近接等危険住宅転事業などの移転支援制度の周知を行います。これらの取り組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図ります。

（山地災害危険地区の指定・公表）【農林】

⑤山地災害に備えるため、山地災害の発生する恐れが高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受けて公表します。

（防災情報システムの活用）【防災】

①県が実施する、災害現場の写真をアップロードし、自動的に電子地図上に表示できる防災情報システムを活用した一斉演習等に職員が参加し、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図ります。

（土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供）【防災】

②災害発生前に、土砂災害の危険度が分かる土砂災害危険度情報を、住民に発信する仕組みを検討します。

（指定避難所及び避難所外避難者の支援体制）【防災】

③避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成します。

（避難行動要支援者の避難支援）【福祉、高齢者、防災】

④避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定にむけて、県が開催する研修会や訓練に参加し、個別避難支援計画の策定を促進します。

（福祉避難所への避難体制の整備の促進）【福祉、高齢者、健康、防災、人権】

⑤要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施します。

（外国人に対する支援）【防災、企画】

⑥災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時から多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及に努めます。

（防災教育の推進）【防災、教務】

⑦児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行います。

（避難行動等の教訓の広報啓発）【防災】

⑧過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図ります。

※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築・既存ストックを有効活用した対策

目標２ 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

２－１ 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止

（公助による備蓄・調達の推進）【防災】

①福岡県備蓄基本計画に基づき、同計画で定めた目標量の備蓄を推進するほか、資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図ります。

（自助・共助による備蓄の促進）【防災】

②住民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座等での広報を実施します。

（給食施設における給食供給体制の整備）【教務】

③給食施設の備蓄状況を取りまとめ、施設に応じた供給体制の整備を図ります。

２－２ 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（分散型エネルギーの導入促進）【防災、企画】

①再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図ります。

２－３ 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞

（消防・救急体制の充実）【防災】

①災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を、田川地区消防組合に対し働きかけを行います。

（消防団の充実強化）【防災】

②消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図ります。

（自主防災組織の充実強化）【防災】

③地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図ります。

2 - 4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生

（帰宅困難者に対する支援）【防災】

①帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、事業者等との協定締結による徒歩帰宅者支援ステーションの整備、市町村が行う帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結への助言等を行います。

2 - 5 被災地における医療機能の麻痺

（避難所・現場救護所の医療支援）【防災、健康】

①災害時の円滑な医療活動のため、町と田川医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請できる体制を維持します。

（保健医療調整本部の設置）【防災、健康】

②受援計画に基づく災害時の保健医療活動を円滑に行うため、日ごろから関係機関と情報連携等を行います。

2 - 6 被災地における疾病・感染症の大規模発生

（疫病のまん延防止）【健康】

①予防接種法に規定される疫病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、県や関係機関との情報共有を図るとともに、予防接種の実施主体として、県と密な連携を図ります。

（感染症の予防・まん延防止）【健康】

②感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき県が実施する感染症指定医療機関の指定や感染症患者の入院受入体制等の訓練に協力します。

（避難所、現場救護所の医療支援）【健康】

③避難所、現場救護所の医療支援として避難所で健康相談を実施します。

2 - 7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（健康管理体制の構築）【健康】

①県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。

（福祉避難所の設置・運営）【防災、福祉、高齢者、健康】

②設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように努めるとともに、福祉避難所における器材や人材の確保を推進します。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3 - 1

町の職員・施設等の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

（防災拠点となる公共施設の整備）【防災】

①町の防災拠点となる施設等のうち、緊急性の高い箇所の整備を推進します。

（業務継続計画）【総務、防災】

②既に作成している業務継続計画を活用しつつ、継続的な見直し等を実施します。

（各種防災訓練の実施）【防災】

③防災担当職員の技術の向上や関係機関との異なる連携強化を図るため、国や県が実施する総合防災訓練等に参加します。

（受援体制の確保）【防災】

④大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施します。

（受援に係る災害対応能力の向上）【防災】

⑤受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の作成・見直しを行います。

（罹災証明書の迅速な発行）【防災、住民、税務】

⑥大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行にかかる講習を受講するとともに、県が主催する担当者研修会等において、住家被害認定の調査・判定方法についても研修を受けます。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4 - 1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

（市町村における情報伝達手段の整備）【防災】

①住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を推進します。

（防災メールまもるくんの運用）【防災】

②気象情報や避難情報等を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、県が運用する防災メールまもるくんの周知を図ります。

（災害・防災情報の利用者による対策促進）【防災】

③住民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、住民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかけます。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5 - 1 エネルギーの長期にわたる供給停止

（各主体と連携したエネルギー需給の確保）【企画】

①「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書（平成27年3月）」の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価でかつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や住民等にも働きかけます。

5 - 2 水道等の長期にわたる供給停止

（水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進）【水道】

①耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画を策定します。また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進めます。

（水資源の確保）【水道】

②地域ごとに策定した「広域的水道整備計画」に基づき、水道施設の広域的な整備を行い、着実な整備を図ります。

5 - 3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

（農業集落排水施設の老朽化対策）【農林】

①農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画の策定を進めます。

（浄化槽の整備）【住宅】

②老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進します。

5 - 4 交通インフラの長期にわたる機能停止

（道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強）【事業】

①大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県に協力して、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施します。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（鉄道近接や広域迂回など）での対策を重点的に進めます。

（道路橋梁の耐震補強）【事業】

②地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、県に協力して、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行います。安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨道橋の耐震補強を重点的に進めます。

（緊急輸送道路の整備）【事業】

③大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進めます。

（啓開体制の強化）【事業】

④各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整えます。

（生活道路の整備）【事業】

⑤災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進めます。

5 - 5 防災インフラの長期にわたる機能不全

（道路施設の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）【事業】

①道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施します。

（町道路施設の老朽化対策支援「戦略的な維持管理・更新」）【事業】

②国、県、市町村、高速道路会社等の道路管理者で構成する「道路メンテナンス会議（平成26年6月設置）」による支援や県が開催する橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会等を通じて、技術的な助言等の支援を受けて、町道路施設の老朽化対策を推進します。

（河川施設の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）【事業】

③河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

（砂防施設等の老朽化対策「戦略的な維持管理・更新」）【事業】

④砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

（治山施設の老朽化対策）【農林】

⑤治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行います。

目標6 経済活動を機能不全に陥らせない

6 - 1 サプライチェーンの寸断、風評被害等による経済活動の機能不全

（事業継続力強化支援計画の推進）【商工】

①町内事業所の事業継続力を強化するため、豊前川崎商工会議所と共同で作成している、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画を実行します。

（広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化）【事業】

②災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、物流拠点と広域道路を結ぶアクセス道路の整備を進めます。

6 - 2 食料等の安定供給の停滞

（農地の防災・減災対策）【農林】

①農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、排水機、排水樋門、排水路等の整備を県と連携して計画的に進めます。

（農業水利施設の老朽化対策）【農林】

②農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進することを県と連携して計画的に進めます。

（農道・林道の整備、保全）【農林】

③災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁の点検・診断を行います。

（生乳・食肉施設の停電時の電源確保対策）【農林】

④生乳・食肉の持続可能な生産・流通を確保するため、停電時の対応計画を作成するとともに、酪農家、乳業施設及び食肉処理施設の停電時の非常用電源設備の導入等を推進します。

（農業用ハウスの補強）【農林】

⑤近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについては、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援します。

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7 - 1

ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

（ため池の防災・減災対策）【農林】

①令和2年10月に施行した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、県と連携して「防災重点農業用ため池」を再選定するとともに、劣化状況評価や防災工事の実施に関する「防災工事等推進計画」を定めたところである。

今後、「推進計画」に基づき、豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点農業用ため池」を中心に、ハザードマップの作成など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施します。

7 - 2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

（大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等）【住宅】

①住民の健康被害のリスクを軽減するため、大気汚染の状況、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の汚染状況を県担当部局との連携の下で把握し、事業場への立入検査や事業者への指導を行います。災害時における大気環境の観測体制及び環境中の有害物質の状況を県担当部局との連携の下で把握します。有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、住民に対し周知等を行います。また、土壌汚染については、県と連携して、土地所有者等に対し適切な土壌汚染対策を指導します。

（毒物劇物の流出等の防止）【住宅】

②災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、県に協力して、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行います。

7 - 3 農地・森林等の被害による荒廃

（地域における農地・農業水利施設等の保全）【農林】

①農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図ります。

（荒廃農地対策）【農林】

②県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進します。

（森林の整備・保全）【農林】

③森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税を活用して、強度間伐※による針広混交林化等を実施するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助します。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐（間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定）

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8 - 1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理体制の整備）【住宅】

- ①被災地の迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、実効性の向上に向け、町職員等の人材育成を図ります。

8 - 2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（防災担当職員等の育成）【防災】

- ①大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加による町の防災担当職員の育成に努めます。

（公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築）【防災、事業】

- ②災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結します。

（災害ボランティア活動の強化）【防災、福祉】

- ③災害ボランティアコーディネーターの育成や市町村社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進します。

（農地防災・災害アドバイザーの育成・確保）【防災、農林】

- ④農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保します。

8 - 3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	（地域コミュニティの活性化）【社会】 ①地域コミュニティ活性化に取り組むため、県が開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会に参加します。 （被災者等支援制度の周知）【防災、福祉】 ②被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知します。 （貴重な文化財の喪失への対策）【社会】 ③文化施設においては、展示方法・収蔵方法等を常時点検し、展示品や設備及び収蔵品の被害を最小限にとどめるよう努めます。 また、記念物等屋外に所在する文化財においては、日常管理において常に災害を軽減するための措置を講ずるよう努めます。 修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めます。また文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努めます。

8 - 4	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	（公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備）【住宅】 ①被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、市町村等向けに作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図ります。 （建設型応急仮設住宅の供給体制の整備）【防災、事業、住宅】 ②「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努めます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の成果指標は、第6次川崎町総合計画前期基本計画の成果指標のうち、国土強靱化に資する成果指標を活用しています。

これにより、第6次川崎町総合計画前期基本計画の進捗状況を把握、検証することで、本計画の進捗管理を行うことが可能となります。

2 進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために、P C D Aサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策促進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、3年を目途とし手計画内容の見直しを行う。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

